令和2年２月２８日（金）

厚生労働省通達による

ひまわり事業団における新型コロナウィルスへの対応について

ひまわり事業団　総務

1. 職員・ヘルパー・支援員等について

（１）職員・ヘルパー・支援員等（以下職員等）については、出勤前に各自で体温を計測し、３７．５度以上の発熱があった場合には出勤停止とし、出勤を行わないこととする。解熱後２４時間以上経過し、改善傾向となるまでは同様の取り扱いとなる。

（２）３７．５度を超えていなくても、咳や微熱等の症状があり、体調がすぐれない場合は各部署の主任等の責任者に相談をし、その指示を仰ぐこととする。

（３）感染防止策について、職員等のサービス提供にあたってはサービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロン（又は代わりになるような衣服）着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行い、感染機会を減らすような工夫を行うこと。（マスクに関しては、事業所にあるものも少なくなってきているため、なるべく自分で準備してください。）

1. その他
2. 学校や児童クラブ等が休校となり、自身の子供が幼い等の理由により、長時間在宅で生活できない場合、ひまわり事業団の開所時間内(９時から１７時)であれば、主任の判断で子供との通勤やテレワーク、在宅勤務等の柔軟な働き方を認める。その際出勤簿に必ず記録を残すこと。

以上の対応については令和２年３月１９日（木）までを期限とする。